



河川、海崖等にかかる大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるものに要する経費は、これを市町村に負担させではないものといたしました。

その三は、地方財政の健全化のための諸措置に対応いたしまして、住民の税外負担の軽減合理化をはかるために、法令の規定に基づき市町村の負担に属する経費のうち政令で定めるものにつきまして、住民に対し、直接であると間接であると問わず、その負担を軽減してはならないものといたしました。

その四是、昭和三十四年度において行なった固定資産税の制限税率の引き下げに伴う減収を埋めるための起債の特例措置の延長でありますて、この措置は、昭和三十五年度以降におきましても、なお、当分の間実施することとしたのであります。

第二は、地方財政再建促進特別措置法の改正に関する事項であります。

その一は、財政再建計画の承認また  
はその変更の承認を求められた場合、  
合理的な再建の達成に支障がないと認め  
られる限り、自治厅長官は、その行  
政について合理的かつ妥当な水準が維  
持されるよう配慮するものとしたこと  
であります。

その二は、現行法上政令で定める年  
度以降歳入欠陥を生じた地方公共団体  
について、財政再建計画を立てた後で  
なければ、地方債をもつて公共または  
公用の施設の建設事業費、出資金、貸  
付金、地方債の借りかえ等の財源とす  
ることができないこととなつてゐるの  
であります。が、その年度を昭和三十六  
年度以降と法定することとし、なお地

○委員長(新谷實)

○委員長(新谷寅三郎君) 両案の補足説明及び質疑は、後日に譲ることにいたしました。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、道路交通法案を議題として質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

ちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め  
て下さい。

三

車両の数にいたしましても、約十一・五倍といふような数字、事故にいたしましても、いろいろなことを考えて、それぞれやはり十倍ぐらいになつておるのです。まあ今日の現状に合わないということであり、そこで国会におきましても、たしか一昨年の国会でありますとか、衆議院の地方行政委員会で、法案の全面的改正について、附帯決議であったか、決議されているような次第であります。一般の世論等も非常に盛り上がりつつあります」というふうに車両の数にいたしましても、約十一・五倍といふような数字、事故にいたしましても、いろいろなことを考えて、それぞれやはり十倍ぐらいになつておるのです。

四〇

一 応道路交通法として警察庁の持つ  
仮罰といらものは、今後これを検討  
されなければ私はわかると思う。ただし  
し、道路交通の安全をはかつてい  
る危険の防止をはかつていくとい  
うためには、ここで提案されている道路  
施設だけを実施していくても、これ  
で完全にしていくことはできない。  
と具体的に言えば、運輸省あたり  
が関係しているので問題にもなつてお  
る所であるいは車体の制限の問題で  
あるとか、あるいは自家自動車につい

1

さて、今後各署において実施をされ  
て、総合的に交通事故防止ができると  
いう判断の上に立って出されているの  
がどうか。こういう点について大臣に  
お聞きしたいわけであります。

1

○松永忠二君　長官にお尋ねいたしま  
すが、道路交通法の提案理由の説明の  
中に、この新しい法律は、全面的に検  
討を加えて、新しい時代に即応した道  
路交通の基本法としてこの法律を立案  
したと、こういうふうに出ておるわけ  
であります。そこで、そういう基本法を  
作るにあたっては、単に警察庁におけ  
る検討だけではなくて、道路交通の安

て参りました。今御指摘になりましたように、道路交通に関する規律でありますので、いろいろな省に関係しております。御指摘になりましたよんな省のうち、特に運輸省であるとか建設省であるとか、こういうところにも、それぞれ道路運送法であるとか道路法であるとか、関連の深い法律を持っておるのであります。これらの関係各省

非常に多くなつてきているのに、これの登録だけでこれがどんどん認められているというような点、あるいは普通の営業許可の場合における条件等についても、実は道路交通に特に深い関係を持つていて、そういう方面がどう具体的に解決していくのかということとかね合わせて、道路交通の法律が実施されていくといふところに、初めて完

ども、ハイヤーの免許であるとか、そういうものは、一切交通警察に重点を置いて、そういう立場でやっておられたのであります。戦後になりまして、御承知のように、警察といふものが犯罪とか取り締まりとか、そういう一本にしぼってきましたので、従いまして、交通に関する行政も、非常にいろいろな方面に分散し、ここに営業関係よ、

以上が地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○國務大臣(石原幹市郎君) 提案理由  
の次第といたるものについて御説明をいた  
ただきたいと思います。

りゆうてす。

以上いいのじやないかという問題を  
あります。が、大体最大公約数を集め  
まとめ上げたのがこの法案であります。

8 - 3 - 8

うかといふことを私はお聞きしたいわけです。それとまた、具体的に他の省あつたりが、この交通法の実施に伴つていろいろ点については具体的に他の省で検討して、今後それを実施に移すといふ、そり、うち、つまる各省間の道各

設の建設事業費に限ることといたしました。  
その三は、地方公共団体は、従来から、当分の間国に対して寄附金等を支出してはならないこととされているのであります。が、地方財政の実情にかんがみ、公社、公団及び公庫につきましては、同様に取り扱うこととし、国及びこれに準ずる機関と地方公共団体との間ににおける財政秩序の合理化に資することとすることとあります。

は、関係している各省が非常に多いと思ふのであります。あるいは通産省あるいは運輸省、建設省、また道路基準の関係からいえば労働省、あるいはもっと広くいえば厚生省も関係をしておるわけでありますが、こういう各省との間にどういう一体検討をされて、

したことはもちろんのこと、なお、一般世論を徵したいと思いまして、道路交通取締法改正についての検討懇談会において、いろいろのものを各界の代表——専門家もいる、あるいはまた業界の代表も、あるいはその方面の労組の代表も入ってもらつて、こういう検討懇談会においても数回の懇談を重ね、意見を徵しましてまとまつたのがこの案でござりますして、しそうに検討すれば、まだいろいろ各旨でうるさい調整を遂げること必不可少

す。今お話をあつた交通事故防止に関する決議についても、こういう点を各方面から触れて、指摘をされて決議もされているわけなんです。こういう点については、政府として総合的な政策を立てて、その一環として実施をするというのか。あるいは警察庁は自分の所管の問題としてまずこれを取り上げてやるというのか。その政府としての総合政策というものがあつて、その一環として行なつてあるものかどうぞ

一切運輸省が所管するような形になつておるわけであります。そういう関係で、今運輸省、建設省あるいは警察庁、非常に関連する面が深いのであります。まあ私どもいろいろな機会にも言うておるのであります。率直に言えれば、本来ならば、車体検査であるとかあるいは登録であるとか、こういふことは、むしろ交通取り締まりを主管する警察庁で持つた方がいいのではありませんかといふ意見も実は持つております。いろいろ折衝もしつつあり、しておることもあるのであります。しかし、これはなかなか行政機関の問題に触れますので、そうち一朝一夕にはいかないのは、皆さんも御理解いただけると思うのであります。そこで、最近問題になつておりますが、狭い道路に大きな乗合自動車がどんどん入つて、行きつまりのよくな、ふんづまりのよくな形になつて、いるとか、いろいろな問題があるのです。実はこういう問題についても、この際でき得れば一挙にどこかに主管をきめるとか、まとめて、という考え方を持ったのであります。なかなかそこまで参りません。そういう問題については、関係各省でいろいろ覚書を交換いたしまして、覚書に基づいていろいろの実施をする、それらの覚書その他についても、さらにそれを一そく整備せしめたい、また、今しつつあるわけであります。そういう問題はいろいろ残つておるのであります。今回わゆる今までの道路交通取締法を基本にいたしまして、それを中心として、それで、取り締まるということばかりではなく、交通の一つの秩序の基本を今回の道路交通法で定めたい、こういうこと

でこの法律ができるのであります。行政機構に触れる面につきましては、御指摘のように、まだ問題が残つてゐるといえぱ残つてゐるのであります。それが、今後國係各省の連絡を一そら緊密にいたしまして、まあ私も、そういう問題については、さらにそれを掘り下げまして、一そら円滑なる交通運輸行政が行なわれるようにならしたい、かように思つてゐるのですが、現在の段階のところでは、今私の申し上げたようなところでござります。

で道路の安全をはかつていいこうといふ極端な言ひ方をされるわけなんですね。従つて、私は、やはり各省果たすべき責任があるのであって、そういった面に、すでに総理府等でもそういう会議も持たれているのであるから、具体的に一体どういうことをこの本部会議は各省間の連絡の問題として取り上げて協議をされたのか。また、今後各省間で覚書を、特に警察庁の方から各省への覚書を交換をして実施をしていこうといふ中でも、特に私がお聞きをしたいのは、道路の幅員と通行車両の関係について、実情を十分検討の上、適當な調整、制限等の措置を講ずることということについて、具体的に今後どういう一體考え方を持っておられるのか。この点について長官から一つお答えを願いたい。

ていくと、いろいろな所をしばしば見受けます。そこであります。つましましては、そういうものを認可いたします際には、現在でも一応の協議、相談を受ける形に覚書といいまするが、両省の間でなっておるのであります。が、その後それを変更したり、車両を変更したり、増車をしたり、いろいろなことをする際に、その後の協議がない。具体的に申しますと、こうしたことになつておりますので、私どもいたしましては、認可をする際は、もちろんのこと、車両の増加をするとか、あるいは車両、車体をえるとか、そういう問題につきまして、協議をしてもらわなければならぬといふことを申し入れまして、その覚書を作ろうと、こういう今努力をしておるのであります。が、この問題につきましては、運輸省と、それから道路を所管しております建設省と、それから交通取り締まりの衝に当たる警察庁、この三者が今まで寄り寄り協議をしておりますから、さらに私は強力な折衝を進めまして、そういう方向に、一切公安委員会の方へ協議をしてもらうという方向へ持つていただきたいと私は考えております。

どういう準備をなさつておるのか。まあ極端に申し上げますと、りっぱな法律ができ上がっても、一体これを処理する能力があるのかどうかといふような問題が一つ大きく出てくるわけあります。人によれば、これを批評する人は、道路交通法というようなものは、むしろ非常に簡単なものがよいのではないか、前の法律に比べてみて、三十一条のものが百三十条にもなつて、非常に複雑になつてきたといふことにについて、國民がほとんどその道路交通の基本法については頭に入れて、られる程度のいわゆる簡潔さとわかりやすさが必要だといふふうに考えられておるときには、百三十条にも上るものをして基本法として制定されておるわけです。そなつて参りますと、この法律を完全実施をするための一體警察の準備はどういうふうになつておるのか。お分けをいたいたた予算資料等についても一応見せていただきましたけれども、こうした点について、どんな一体処理能力として完全に処理していける自信を持つておられるのか。こういう用意について一つまずお答えを願いたいと思います。

味で条章が自然にふえるということ、それから交通が非常に複雑化しておりますので、まあ必然的にどうしても関係の条章がふえるということは、これはある程度やむを得ないことであります、条文がふえましたのは、以上のような二つの理由から私はふえておると思うのであります。

それから、これを施行していくに付いての心がまえでありまするが、まあ法運営の衝に当たるいわゆる交通警察官、これらの陣容につきましては、拡充強化のためにまあ三ヵ年で四千人を増員しようということで、三十四年度から始まつてきておるのであります。第一年度もすでに千四十人、それから三十五年度で全体の警察官が三千人増員になつておりますので、その中から千百人があるいは二百人の交通警察官がさらに増員されるだらうと想いますが、ここ三ヵ年か四ヵ年の間に四千人くらい増員いたしまして、この複雑化しておる、繁雜化した交通取り締まりに対処したい。

それから、いろいろな施設の面につきましては、大体ごらんになつてわかりまするようになります。まあ白バイであるとかパトカーであるとか、いろいろものを整備して、今回は、この法律にありまするよう、不當に駐車しておるような車を、場合によつては横へ持つていかなければならぬといふような意味で、クレーン・カーであるとか、いろいろなそういうようなものも整備したい。さらに三十五年度の予算につきましては、ヘリコプターを全国に二機用意しましたわけあります。これも、今後年次計画をもちまして、管区内に一台ぐらいす

フレycopターを持ち、空からの非常な難踏の交通整理にも用いる、あるいはまた、交通違反を取り締まるレーダーのようなものであるとか、あるいは酒気を帯びた運転を今回は非常に取り締まるわけであります、アルコール検出であるとか、施設の面におきましては、人件、装備、施設、これらの方におきまして、つまり、人件、装備、施設、これらの方において充実をはかつていまして、道路交通法が適正に運用されていくようにしておきたい、こういろいろあります。

○政府委員(柏村信雄君) ただいま大臣からお話をありましたように、この法律が制定されました暁におきまして、十分に円滑にこれが運用されると、いろいろが何よりも大事なことであろうと思います。そこで、ただいま大臣からお話をありましたように、増員の面であるとか、あるいは装備の強化の面であるとか、そういうようなこともできるだけ考えて参りたいと思いますが、何よりもこの衝に当たる警察官の教養ということに重点を置いて参りたいというふうに考えております。交通専従員については、相當に教養を施してきたおるわけございますが、さらにこの法律に盛られます内容等について、また取り締まっている是指導の適正を期するといふようなことについて、知識のみならず、態度、教養といふようなことについて十分に教育を施して参るほか、さらに、交通専従員に限りらず、第一線に勤務します外勤警察官等についても、交通法令についての十分な知識を与えるよう努めをして参りたいと考えております。また、実際に車両等を運転します運転手等について、十分な知識と、ま

た心がまた、そういうものが養われなければならぬことは当然でございまして、そういう面とか、さらに一般的の民衆の十分の理解と協力、交通道徳の向上というような点にもまさに力を注いでござります。

それから、先ほど大臣に対する御質問の中がありました、交通行政についての総合的な施策といふものがなければならないではないかという御意見については、まことに同感でございまして、私どもも、終始そういう点に努力をいたしてきておるわけでござります。ところが、先ほど大臣からもお話をありましたように、それぞれ所管が分かれおりまして、なかなか思ひよらぬに参らないのが実情でございます。最近の交通事情、また世論の高揚といふようなことからいたしまして、関係各省においても、非常にこういう点については関心を深めて参つてきております。今回の道交法改正につきましては、そういう意味において、これを契機として、さらにそうした協力關係を申しますが、総合的見地に立った国策的施策といふものを推進して参る機運がだいぶ高まつてきておるようになります。建設省におきます車両規制令であるとか、あるいは運輸省における道路運送法の改正ということにつきましても、そういうことをできるだけ盛り込んで、いろいろとおもておられるだけ盛り込んで、いろいろふうに考えておるわけであります。

それから、前の御質問に補足して申上げますが、内閣にできております対策本部は、もちろん非常に強力な活動というところには至っておりません

けれども、たとえば、先般来問題になつておりました神風タクシーの問題であるとか、あるいは騒音防止の問題であるとか、さらには道路上においてまちまちに行なわれる工事の調整の問題であるとか、そういうものを対策本部において取り上げまして、これは、各省に關係するところが深いような事項でありますので、対策本部で取り上げまして、この基本方針に基づいて相当に各省努力をいたしたわけございまして、騒音防止とか神風タクシーについては、かなりの成績をあげてきて、これではないかといふふうに思つておるわけであります。

なお、この法案が成立いたしまして、公布になりましたから六ヶ月以内に施行するということにいたしておりますので、この法案の審議中におきまして、できるだけこの国会の論議を通じ、またその他のマスコミ等の利用によりまして、一般の啓蒙に当たるゝとともに、施行後におきまして、この六ヶ月以内の期間を十分こうした面に準備の期間に充てて、万全を期して参りたい、こう考えるのでござります。

○松永忠二君 今お話を聞き申しますと、交通警察の充実という点で、人材について年次計画をもつて進められておるというお話を聞いたわけです。施設のお話もいろいろ出てきておるけれども、現実に法律の中で、いわゆる運載をしたもののが取り締まりといふものが、やはり計量機の整備といふのが実上やられておるのか。お話をよ

に、ただやっているということなんか。その点を一つお聞かせいただきたい。それで、年次計画を立てているのならば、その年次計画を一つ示していただきたいと思うのです。その点いかがですか。

○政府委員(柏村信雄君) 人員の増員につきましては、これは、交通問題みならず、現在の警察の実情、諸外国との比較等も勘案いたしまして、われどいたしましては、本年度から三年一万名増員という計画を立てまして、本年度は、すでに二千五百余の増員をきめていただいておりますし、来年度予算におきまして、予算申しますか、財政計画において三千一千五百名をいうことを一応内定されようなわけでござります。その中になりましたして、特に交通警察を最重点といたしまして、一万名のうち四千名をこれに充実しようという、この点だけは計画性を持つておるつもりでやつてしまふわけでございます。

ただいまお話を計量機につきましては、各県におきまして、要所々々にこれを備えるような計画を県ごとに立ておるわけであります。また、国におれ必要とする装備につきましては、きりした年次計画といふところまでございません。これは、大蔵省となかなか年次計画の折衝といふものも困難で一般車両につきましては五ヵ年計画といふことで、一応昨年度から実施をいたしておりますが、交通関係の装備施設といふことについては、遺憾ながらまだ確定する年次計画というところでは至っておりませんが、そういうふうにつきましても、今後努力をして解決をして参りたいと考えております。

○松永忠二君 そこで、その次にお尋ねをしたいのですが、道路交通取締法に比較して、ここで、世間でもよく言われておることであるし、実際に少し調べて参りましても、警察官の権限というものが非常に拡大をされているというふうに思うのであります。隨所にそういう点が見当たるわけあります。この道路交通事故の安全を期し、あるいは円滑をはかるということです、これを現実に取り扱っている警察官の権限を広げていく必要があるということは、ある程度私たちとしても了解ができるのでありますけれども、この点については、やはりこの権限を拡大するにあたっては、よほどの慎重さと、特に指示権の内容を明確にするということが非常に必要だというふうに考えるわけであります。この点について、やはり相当問題のある点があるよううに思うのですが、こういう点については、特に今度の立法にあたって、警察官の権限の拡大という問題について、大臣はどういうふうなお考えを持たれてこれを処理されてこられたのか、この点について見解を一つお聞きたいわけです。

「必要な限度において」という言葉を入れたり、むしろしほつてているところがあるくらいであります。権限をさらによく強化するとか、そういう意欲を持つてこの法の改正に当たつたといふようなことは全然ないということを私から総括的に申し上げます。

○ 松永忠二君 大臣に一つ再度お尋ねするわけであります。この点については、必ずしもあなたのおっしゃつたようなことだけだといふに私ども理解ができないわけであります。まあこれは、逐条審議をして参りますといろいろ問題が出てくると思うのであります。あるいは公安委員会の権限を無視するというような面も出ているのではないかということすらも考える点もあるわけであります。特にこれを非常に研究をしている方の中にでも、特に労働組合の運動等に従事をしている人たちの中には、デモの規制等を非常に必要以上に拘束をするような条項がありはせぬか、あるいは警職的な性格を帯びてゐるものもあるのではないかといふようなことをやら言われてゐるわけです。この点については、今言ったような大臣の見解だとされるならば、これを具体的に検討をしていつて、やはりこういふ必要を認めないと、特にそういう誤解を受けるということであるならば、現行法で十分できてしまう場合もあるのであるから、何もそこへ新たな条項を加える必要もないといふような場合も出てくるのではないかといふようになります。

て、むしろ今持つている警察官の権限をむしろ限定をする。いうようなことに努力をしたのだというお話をありますらば、こういう点については、今申し上げました原則に照らして考えていくと、いろいろな点についても、それが今申し上げました原則に照らして考えていくならば、そういう問題があるとすれば、十分にそういうふうな心配をなくする必要があると思うのであります。が、こういう点については、やはり今言った原則から考えていて、今後われわれとしても、そういう問題について、いわゆる危惧を抱かないような基本法にしていく必要があると思うのですが、この点について、大臣一つどんな見解をお持ちでありますでしょうか。

○國務大臣(石原幹市郎君)　これは、今松永委員も言われたのでありまするが、逐条で審議していく際に、いろいろ論議したらいいと思います。どうことで、逐条で審議する際に、いろいろ御論議を願いたいと思うのであります。が、総括的には、私先ほど申し上げたような趣旨でこれをやつておるのであります。まあたとえば、違法に駐車をして車を置いておる。これはもう今日、世論というか、いわゆる青空車庫と言つたり、細い道の出口に不适当に車を置いて、運転手もとへ行つたかわからないといふ命令をしたりする。一例をあげれば、こういうようなことが加わつてゐる。そういう点はあるかと思いますが、これは逐条審議していただきまして、今あなたが言われたようなデモにどうだとか、あるいは警職法的何があ

るとかいろいろなことは、私は全然  
ないと思います。ただ、デモでも、在  
通の繁雑、混乱とか、そういう面か  
のいろいろの接触点は、これはもう半  
然出てくると思うのであります。三  
モだけ別に通さなければならぬとかい  
うとかそういうことはない。まあそし  
う点はどうぞいいますけれども、交通取  
締まりを中心とした以外に、何か今言  
われたようなほかの目途があるのじゃ  
ないかといふようなことは全然ない。  
そういう疑念をも持たれまするなど  
ば、逐条審議をする際に、その点は土  
分われわれも話していただきたい、こうい  
う気持であります。

三　文書の規定をした面が出てきておるわけです。こういう点については、一体どういう見解を持たれておるのか。そういう点について関係方面と一応の話し合いをされ、結論を出されておられるのか。こういう点について一つ、個々の点だけではありません。どんな検討をされているのですか。その点について、もし大臣で適當でありませんでしたならば、長官の方から聞かしていただきたいと思います。あまり長くならぬでよろしくうございますから簡潔に。

ようだ。規定の上で整備を加えて規制をするというふうな見地が多く出ていよいよにわれわれは考えておる次第でござります。なお、個々の問題につきましては、とくとまた御説明を申し上げたいというふうに考えておりま  
す。

したが、たとえば、具体的に指摘をして、第六条等に、「又はその現場にある関係者に対し必要な指示をする」とができる。」といふようなことについては、これはなかなか広い規定であるようと思う。現行法には全然ないわけであって、現行法には、多く「命令の定めるところによつて」というよな規定を伴つてゐるわけであります。そのほか七十七条あたりの許可事項の中にも、広範なものが相当あるといふように私たち考へてゐるので、この点について、今後十分研究をして、先ほど申しましたように、大臣の言われたような原則に立つてこれを処理をしていくという考え方でこの問題を検討していく方法で参りたいと思うわけあります。

それから、もう一つの点であります。罰則は全面的に強化をされているわけであります。が、罰則の問題であります。罰則は全面的に強化をされているわけであります。が、これについては、やはり悪質な交通違反のごときは、これを十分な処置をしていくと、いふ必要を痛感をしておるのでありますけれども、ただ、やはり公平を失するというようなことがあります。まことに工合が悪いと思うのであります。こういう点について、この罰則を制定するにあたつて、一たいでやういう基準に基づいて罰則を制定され

聞かせをいただきたいと思う。  
○政府委員(柏村信雄君) 確かに、御指摘のように、罰則が、刑期におきましても、相當に現行法より高くなっています。たゞ、現行法は、御承知のように、昭和二十二年にできたわけでございまして、その当時の物価の状況と現在の物価の状況といふものを考えますと、非常に開きがあるわけでございます。そうした、七、八倍になつておるというような点から、物価の趨勢という問題と、さらにもまた、この道交法以外の各種の最近であります法令との罰則の均衡といふような点も考え方をさせまして、この点につきましては、法務省ともとくと打ち合わせをいたしまして、合理的にわれわれとしては刑期並びに金額について案を練つたつもりでございます。決して、交通違反が非常に多いから、高い罰則をもつてこれを規制していくこうというだけの考え方ではございませんで、過去十数年における物価の趨勢と最近の法令における罰則規定との均衡といふ点を特に考えた次第でございます。

して出てくる。そういう現象をとらえて、それを処罰するということについでは、やはり相当考えていかなければできない面があるのではないかと思ふ。しかし、ここで規定をしている中には、現実に法律には規定をするけれども、実行不可能ではないかといふのも、実はあるわけです。たとえば、具体的に申し上げるならば、第五十七条の乗車または積載の制限というものは、現実に定員を一体守っているバスが幾台あるか。また、守らせることによつて、かえつて一般の人の不満を受けるというような事情もあるわけです。これについても、今まで一応三千円の罰則はきめておいたけれども、それをほとんど他と同じような工合に、いわゆる罰金加重をしていくといふようなやり方も実は具体的に出てきてるわけです。こうなつてくると、罰則を強化する部面が必要だということは考へるのでありますけれども、現実にはかなり法規も整備してないじやないか。この中にきめてある法規の中にも、現実にこれをしいることは無理ではないかといふような条項もある。しかも、その条項にも罰則規定が出てきている。しかもそれが、非常に従前よりも十倍以上つっているということになると、善意としてなされるこういう態勢がやはり一方的なしわ寄せを受け、加重をされるのか。考えられてきたのか。ここにきめてあることは、もう完全にだれも実施ができるものであつて、実施をすることは無理ではないといふような考え方のもとに当然行なわれるものだから

ら、これに違反するのはけしからぬから、今までは低かったから、これを上げるというような、そういう考え方方で決してないじゃないか、という感じを受けますのであります。こういう考慮を受けるのであります。そういう考課を払つておられるのかどうか。罰則についてですね。こういう点については、まず罰則について、特に前よりも非常に加重してきたということについて、そういう点を特に注意をして罰則を決定したのか、どういう配意をされてこの罰則を規定されているのかといふ点について、大臣に一つ基本的な考え方をお聞きしたい。

なつてゐるといふようなことがあるし、思ひますので、歩行者についても、歩行の訓練とか、交通規則に従うよくな風を守るとか、いろいろそういうのからも推し進めておるのであります。私は、やはり今日のこの交通事態に處する交通法規の罰則としては、このくらいのものが当然ではないかと田中ではありませんして、非常に問題が無理でないかと思うよくな面につきましては、これは、いろいろそれぞれの具体的事犯についての情状その他といふ問題で、そこで適当に裁量されるべきじゃないかと、私はかように考えております。



の過失致死等については、禁錮刑が確かに規定されております。そういう禁錮刑という制度が過失犯においても確かに法定せられるところであります。行政犯に対しても、こういう過失を罰する旨を明示しなくて罰してはおりませんけれども、裁判の実際において、過失で免許状を忘れてきた、こういうような事案に対しましては、過失犯を罰する旨の明文のない現行法におきましても、処罰を受けた判例もあるのであります。その点、あいまいといえども、過失犯を罰する旨の明文のない状態に現行法が相なつておるのであります。それで、考え方といたしましては、事柄をあいまいにするということは、人権の保護上適当でございませんので、過失を罰しないものについては罰しないことが明確になるよう、むしろ書かなければ、反社会性の強いものにつきましては、判例等にまかすことなく、立法として、過失犯を罰する旨の明確な規定を置く。すなわち、現行法に規定してある处罚の中で、過失犯を罰する旨を明示するものとしないものとに区別する方が相当であろう。むしろ人権の保護上適当であろうという考慮から、そういう配慮を用いたのでござります。失犯の中で特に刑法犯との関連において重要なものは、ごく一部に限り、御

指摘のことと禁錮刑が法定せられたのをござりますが、先ほども申し上げましたように、刑法はもちらんでございますが、各種の法令中に、過失犯の悪質なものにつきまして禁錮刑が定められておるという現行法の状態をなぞらみ合わせまして、決して均衡を失すたるものでない、という考え方で整備されたつもりでござりますけれども、個々の条文の説明のときに詳しく申し上げたいと思います。そういう趣旨から、禁錮刑といふ刑がこの法律の明文の中に現われた、こういうような点を御了承願いたいと思います。

○松永忠二君　そういう今お話をよろこんに触れた点がまだほかに出でてきているのであります。この点について、やはりおののおのの見解もあることであるので、参考人等の意見も私たち聞かしていただきたいと思っておるわけであります。

そこで、大臣にお尋ねするのであります。よくいう神風タクシーのことから、いろいろ道路交通の法律を改めなければできぬというようなことで、それも一つの大きな力であったと思うのであります。そういう点について、雇用者と雇用されておる運転手の間の違反についての責任を分けていくとか、両罰というより、責任をおのおの負っていくという規定が出ておるわけなんであります。これについても、まあそこに出ていますのは、やはり第七十四条とか第七十五条に雇用者の義務が出ておるのでありますけれども、これもまたよく調べて参りますと、雇用者の責任については非常に寛大な点があつて、たとえば第七十四条について考えれば、これによる雇用者の責任

といふものは罰則の規定はないわけではありません。ところが、これと同様な、今度はこの運転手の方については、十六条に非常なまあ罰則が出てきているわけであります。こうなってくると、よくいうノルマを強制するといふよりなことについても、これは罰則規定があるといふようなことで、まあ一歩前進して、第七十五条に、いわゆる管理する者について、それを雇用するとの両罰の規定は存在しますけれども、こういろいろ面についてやはりせつかく問題が高まってきて、雇用者にも責任があるとういうふうに相当世論が起きてきて、いるときがあるのでありますから、やはりこういう点については公平な責任を負うといふようにしていいかないと、やはりそのいわゆる罰則についても、いろいろ不均衡を示すといふような点が出てくると思ふ。こういう点について、やはりこの際、雇用者の責任を十分明確にしていくといふ点については異存はないことだと私たちは思うのであります。特に雇用者と運転手との責任を明確にして、おのおのその責任を等分に負わせていくといふ点について、は、全く趣旨には御異存はないと思うのであります。が、そういう点については、大臣としてはどういうふうな考え方を持つておられるのか。なお、この点については、やはりわれわれ問題があるのでありますけれども、この点について、大臣の意見を聞きたいわけであります。

○國務大臣(石原幹市郎君) 今、松永委員もお話しになりましたように、雇用者の責任を問うるという形にしましたのは、まあ今度新たにそういう道路交通法上の義務を雇用者にも課していつたということなんであります。ただ問題は、雇い運転手にいろいろの問題がありました際に、はたして雇用者のいわゆる刑法責任ですね、罰則上の責任、この挙証していくということがなかなかめんどうな、困難な面もあると思うのであります。そういうところから一步前進といふ意味で、今回は雇用者の順法精神に期待して、道路交通法上の健全な慣行の確立を期したいということです。一步前進したといふことですが、それから、いわゆる両罰規定の方で、雇用主にも、業務主の方にも責任が及ぶ面もあるのです。が、そういう面で、両々からこの程度のことになつておるのであります。これは、今後法的なりあるいはそういう待すると、こういう両々からこの程度のことになつておるのであります。う捜査の慣行がどんどん進んで、確立して、非常に明確であるというようならなことがたくさん出てくるというようなことであれば、さらにこういう点こそ考えてみていい問題じやないかと私は思うわけであります。

るものが非常に不明白だという説が出てきているわけですが、ここにあります。そこで私は、決して証拠立てることについて不足はない。現実に法律で規制をしないでも、政令でもって規制をしていても、具体的にはこれはできる事柄であつて、そこにあるように、ほとんどどこでも継続して、たとえば走る時間等を規定するとか、あるいは勤務の時間を規定するとか、いろいろな方法があると思うのであります。が、この点については、やはり使用者の義務については、使用者の義務と同様な責任をやはり負つていくといふことが必要だと思うので、こういう今後この問題については、やはり私たちは十分検討をして、せっかくの基本法を決定するのでありますから、やはりそれを明確にしていく。もしここを不明確にしていくならば、せっかく規定したことにも單に一步の前進であつて、解決の方法としては不十分であり、徹底であるといふなどころが出てくると思うのであります。こういう点については、やはり今後私たちも十分検討した上で、具体的に問題を解決するような方向にしたいと考えておられます。

くといらやり方については、刑法的には加重してい  
考へて、少し疑義もあるのじやないか  
といらよくなことがあつて、進んで、  
わしろこらいう問題については、徹底  
した規制をしていく方がよいのではないか  
いかといらふうな点も論議をされてい  
ることも御承知の通りだと思うのであ  
ります。こういう点については、この  
規定をするにあたつては、やはりどう  
いう方面的の意見を聞かれ、どういう判  
断に立つてこの程度の規制にされたの  
か。この点を一つ最後にお尋ねねしたい  
と思うのであります。

であることは、大体原則的にはそろ  
ういうものについて、それが一定の違  
反行為を犯した場合につきましては、  
これに對して刑を加重するといふこと  
で、反射的に酒を慎むという考え方を  
伸ばしていくといふ面もあるわけ  
でございます。御指摘のように、確か  
に異例の立法でありまして、おそらく  
諸外国においてもあまり例のない規定  
かと存しますけれども、日本の現在の  
交通事情、また、相当に酒を飲んで運  
転する者の多い実情から考えまして、  
ぜひともこういう規定を新しく設けま  
して、違法行為の防止に努めたいとい  
う考え方でござります。

合対策があるべきだと思うわけです。たとえば内閣の事故防止対策委員会等において検討されております問題、あるいは関係当局においてそれぞれいろいろ検討なさっていると思いますから、そういう現状あるいは将来の見通し等について、詳しくお聞きしたいと思いますが、それはともかくとして、今直ちに、根本的な事故の防止対策ができておらない現在に、やはり取り締まりあるいは罰則の強化ということも、私はやっぱりやむを得ない一つの問題として考えなきゃならぬと思います。そこで私、きょうは、具体的な問題については、罰則のことがこうだとか、あるいはこれはどうかというようなことには触れませんが、ただ私、いろいろ今回の法の罰則を見、あるいはは現在の取り締まり等を見まして、こういう法規による取り締まりなり、あるいは違反事故についての罰則がどういうふうに実際に行なわれておるのか。もとと言えば、現在の関係当局の手をもつてして、はたして現行法によるところの違反なり、それに伴う罰則なりといふものについて、適確にそれが行なわれておるかどうかということが、私まず問題になるんじゃないかなと思うわけなんです。たとえば、スピード違反といふよくなき問題につきましてが、見るところ、十分取り締まりがされであるとは言えないと思うんですね。で、こういふ点から、法規には制限速度というものがあり、それを守らなきやならぬということになつてお

するにもかからず、現状がそうである。されば、新しい法でいろいろまた詳細に規定をし、それに對する取り締まりやら、あるいは最終的には罰則なりといふものを設けましても、何かこう底が抜けていくのじゃないだろうかと、まあ悪い言葉でござりますけれども、そういう感じを受けるわけなんですが、一つこの問題について、当局からまず最初に、現在どうなつており、どのような問題がありましようし、そういう問題について、一つ最初に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(柏村信雄君) ただいまお話しのように、確かに、「一例をとつて、スピード違反」ということについで、これが十分に取り締まられていいというところは、まさしく実情であろうかと思います。ただ、そうした交通法規といふものは、やはり国民の順守すべきところをまず示して、できるだけ国民がこれを理解し、尊重するというところが基本になればならないと思うわけでございます。違反はもちろん取り締まるべきものではありますようが、違反を犯さない精神といふものが醸成されていくということをもあらうと思ひます。この点につきましては、たゞいま申し上げましたように、できるだけ国民の理解、協力を得て、

国民が法に示したところに従って行動するという空気をできるだけ高めると同時に、また、いやしくも違反をする者につきましては、これを適正に取り締まつていくための人員の増強であるとか、あるいは、先ほどちょっと大臣が述べられましたように、レーダーその他装備の強化という面についても、今後工夫を重ねていかなければならぬと思っておるわけでござります。

それから処罰をすべきであるというふうに、ずい分大きな声が上がっておると思うのです。必ずしも私は、罪人を作ることが目的でもなければ、できればそういうふうな処罰をしなくて済むようなことが考えられなければいけないということは、これは基本的にはその通りだと思います。ただ、その問題が人命に直接関係をする、人間のからだのそれに直接関係をし、あるいは財産に直接の害を与えるというような問題であるだけに、もしそれが明らかに法に違反したために、あるいは故意であるために、スピード違反を犯して事故を起こしたというのであれば、私はやっぱり強い態度で臨むべきであろうと思うのです。ちょっと話は横道になるようですが、私の郷里の方で、車にはねられて瀕死の重傷を負った人の最後の言葉に、ただ一言、車はもととゆっくり走つてほしい。これはたんたんたる道路でひかれたりなのですが、そういう声をあげてなくなつておるということを聞いておる。誇張して言えば、走る凶器といふやうな言葉で最近言つておる人もあるようでありますか、理由のない殺人者に追つかれられているようなものだと云う人もあるわけなのですが、表現はともかくとして、やっぱり私、重大な問題になつてきていると思うのです。こうしたことに対する、私は、今後の取り締まりにあたつては、よほど注意してやつてもらわないと、いつまでたつても、法規は立派にはなつた。しかし、そういう人命に觸する事故は依然として減らない。むしろふえていく。こういうことが起こりはしないか、こういうことをおそれるものであ

る。あるいは店屋の出っ張りが出ていて、物を積んで歩道の大半を埋めているとか、あるいは修理作業場の車が路上に置かれて、そろして路上で整備作業をするとか、いろいろなことがありますと、私、もっとこれは取り締まりにおいて気をつけることによってそういうことがなくなると思うのですが、これは一体どういうふうになってします。現在どういうことでおやりになつておるのか。放置しておるわけじゃないだろが、私の見るところでは、放置とほぼ同様なような格好になつておると思うのですが、この点、一体どういふふうになつていますか。

て、ただいま御指摘のような問題につきましても、警察をあげて十分な取り締まりを施行するよりにいたしてみたい。これには、先ほど申しましたように、単に交通専務員のみならず、一般の外勤警察官等にやはり違法行為といふものについての適確な措置というようなものについての関心を深め、知識を得しめるということが非常に大事であろうと思います。もちろん、一般の協力といふことがなければならぬ問題ではございますけれども、そういう両々相待つて、できるだけ交通の妨害になるような事態といふものを防ぎ、違法を戒めていくという方向で努力して参りたいと考えておる次第でござります。

えているといふようなことにもなりかねないのでですが、ともかく現行法でもこれは取り締まるはずなんです。令の六十八条なり法の二十六条で、これはある程度取り締まると思うのですが、そういうものに従つての取り締まりだと思うのですが、現在でも、これは、私ども住んでる近所、ちょっと歩いてみても、大通りの歩道に、さつき言つたように、くだもの屋の朝すと箱を出して、その上に広げていろんなものを出しておる。半分くらい歩道にかかるつておるといふようなこと、あるいは魚屋のあき箱が歩道にみんな重ねられておるといふようなこと、さらに、私、最近特に問題だと思つことは、先ほどもちょっとと言いましたように、自動車関係の会社なり、あるいは整備工場の整備の車を大っぴらに、歩道はおろか、道路へ出てやつておるといふようなこと、はたしてこういうことが一々警察署長等の許可を受けたりなんかしてやられておるものかどうか。あるいはあなた方の警察関係の権限外のことであつて、これは運輸省なり陸運局等で何か取り締まるべきことであるのか。あるいは通産省関係のことであるのか。そこ辺はどういうふうになつておりますか。ちょっとお聞きしておきたいと思います。

うした物件について、これを他に移すように、どこかに格納するようになると、いろいろな命令行為、また命令に従わない場合における料駆除行為といふことは、これは可能でございますが、現状はそれが十分徹底しない、また執行されていないといふような状況でござります。今回の改正案におきましては、違法駐車といふやうなものにつきまして、道路の危険がはなはだしい、あるいは交通の妨害に著しくなるといふような場合に、これを他に警察力をもつて移すといふやうな道も考えておるわけでございまして、そういう権限とあわせて、現在のような修理工場前の道路を不法に使用するといふやうな事態をできるだけ解消して参るよう努めて参りたいと思っておるわけでございます。

どうか。こういうことなんですが、どうですか、その点は。

どうか。こゝへうことなんですが、どうですか、その点は。  
○政府委員(柏木信雄君) 現行規定においても、制度的にできる問題が実現されないのでおると、ることは、遺憾ながら事実でございます。この点は、法の成立という問題を離れましても、われわれ從来も努力をして参ったのでござりますが、現行法の規定も十分に活用して、できるだけそうした違法状態のないように努めて参りたいというふうに考えておる次第でござります。

○鈴木壽君 その輸送の車に關係といふか、そういうことをやつてある事業所といいますか、それから今の車の整備の仕事をしておる。そういうものには作業場なり、あるいは車庫、あるいはそれに類する、道路にはみ出さなくともいいような車の置ける場所といいますか、それはもちろん、あなたの条件になつておるんじゃないかと思いますが、これはもちろん、あなたの直接関係するところじゃないかもしませんが、ですから、そういう点をもつとしつかり他の関係当局と話し合いをしてやらないと、見ますと、小さな整備の工場で、せいぜいあの広さだつたら、普通の車だつたら、二台くらい入れたらもう一ぱいになるんじやないかと思われるような所で、中に二台も入つて、そこにも二三台あつて、今言つたように、外で作業をしなければならぬ、こういうのは私はざらにあんな措置を現在までやつてこられましたのか。それから、将来またどういうふうなものについては、どういうふうな措置を現在までやつてこられましたのか。

うにやつていかれるようとするのか。この處はどうでしよう。

○政府委員(木村行蔵君) 確かに、今御指摘の点につきましては、現行の法体系におきましては、やはりその整備工場が使らるべき敷地その他につきましては、その計画を出して、それで運輸省の許可を受ける、おおむねこういふように相なつておるわけであります。そういうもののについて、許可を受けた通りにやつていないと、いう場合が相当にあることは事実であります。これらにつきまして、私たち警察の方からは、あるいは警視庁なり第一線からは、たびたび申し入れをしまして、そらういう違反者に対しては行政処分をするなり、あるいは適當なる措置をとつてもらいたいということを絶えず申し入れをいたしております。しかし、まあ完全にそれが効果を上げておるとは言えないと思うのであります。従いまして、先ほど長官からお話をありますように、放置物件がある。その場合に、その違法であるということに對して、その追及はできましても、現実にそれを排除するという手段がございませんので、非常に交通の妨害になります。また、危険になりまつたりといふ場合に、その原因を取り除くといふことができないのであります。そういう点で、若干この法案では新たな措置をとり得るような案を考えておるわけであります。

て、ある程度そういう不法占拠といふことの件数は減るかもしません。しかし、今言つたように、現実に仕事をするためには、やはり道路へでも出なければ仕事ができないというような、そういう規模といいますか、工場の条件等が、あるいは敷地の条件等がそういうふうになつてゐる所があるので、小さな工場になると、それがさらでは悪いかもしれませんけれども、麴町のあの裏通りあたり、そこら辺にたくさん整備工場があるんですが、とくどきあそをを通つてみて、はたしてこれでいいものか。通行する車が、ようやくよげてもらつたりなんかしなければ通れないという、これは駐車とか何かのそれにも関係しますけれども、そういう問題がありますのですから、一つ十分今後そういう面についての運輸省関係との連係なりをやって、あなたのうちの仕事そのものにまた方が幾ら目光を光らして歩いても、今言つたようなことを、さてけしからぬといって、かりに取り除かせたにしても、そのうちの仕事そのものにまた関係をしてくる、こういう問題も私残るのじやないかと思ひますから、十分一つ今後の対策については検討していただきたいと思うのです。そこで私は罰則に觸れてしまつて、あるいは取り締まり等について、一、二現状についてお伺いしましたが、先ほど冒頭に申し上げましたように、今回の法を見ましても、やはり現状のいわゆる根本的な恒久的な対策ができるおらない現状で、も当然強化されなければならぬあってみれば、法そのものが依然としてやはり取り締まり的なものにならざりを得ないし、また、罰則といふもの

といふうに私はなることは、まことにやむを得ないと思うのですが、その事故防止の対策を立てる場合に、一体どういうふうに考えられておるのか。私、一つの問題として、これだけがそらだという意味じゃなしに、現在の事故といふものは、一体どういうものから起つておるのか、といふうなことを十分お考えになられたかと思うのですが、そういうものも一つ考えていいかなればならぬじやないだろうか。で、いただきましたこの交通事故の統計資料を見ましても、いろいろ私、問題が出てくるんじやないかと思うのです。さつき申し上げましたように、道路の問題とか、他の工作物なり、あるいはその他の問題等を一応別にしてしまって、事故の起つた原因といふものを突きつめた場合に、法規を作る場合に、相當私、参考になる点があるだろうと思うのです。もちろんこれは、あなたの方十分こういふものを検討なされた結果お作りになつたものだと思うのですが、私、自分なりにこのいただいた資料からいろいろ考えてみました。が、そういう点から考えて、一体現在の法規そのものが、理論的にもあるいは実際的にも、事故防止といふ面から見て、果して適合しておるかどうかと見ておるわけですが、そういうふうな問題が私はあると思う。それからこれは、違反の大部は法規を無視し、法規に違反したところから出づべきであるかと、こういう点も考え方、操縦者の状態等にあるといふうな場合に、一体その操縦者の状態をどういうふうにあるべき姿を持っていく手を打つかという問題、あるいはその原因が操縦者の状態等にあるといふうな場合に、一体その操縦者の状態をどういうふうに考えるのかといふうなことを十分お考えになられたかと思うのですが、そういうものも一つ考えていいかなればならぬじやないだろうか。

ていかなければならぬし、車両の状態によつての事故があるとすれば、一体車両の検査なり整備なりといふものがどうなればならぬか、それと、現在のように、あなたの方の手を離れてそぞういうことが行なわれておりますから、あなたの方から見たら、そういう問題をどう処理をしていけばいいのかと、こういろいろな問題があると私は思うのです。そういう点について、私は、こまかいことはもちろんここで必要でないと思うのです。今回の新しい法案を作る場合に、どういう配慮をなされたのか、少し抽象的な質問の仕方でござりますが、もしさういう点についての御配慮があつたとすれば、一つお聞かせ願いたいと思います。

く政令といふようなものを通覽したところ、多くあるところで、まず第一には、交通の規制の合理化をはかつて行く。また、歩行者保護の徹底を期して、車両等の交通法の合理化をはかつていく。それから、危険防止のために各種の措置の強化をはかる。また、雇用されておりまする運転者等につきましては、単に運転者ののみの責任に帰させないよう、雇用者等の責任の問題もありますので、これら、雇用者等についての義務を規定するというような問題、また運転免許につきましても、現在各府県独自にやつているわけでござります。今回の法案においても、建前はそういうことにいたしておりますけれども、できるだけ基準を明確にして、齐一な免許制度あるいは教養制度、教育制度といふよくなきなものを作り立てる。また、現行法ができました当時とは、車両の種類等についても、そういう運転免許制度全般について検討を加えるというような問題とあわせまして、最後に、罰則の規定を強化し、特に両罰規定とか、あるいは飲酒運転等について特殊な規定を設けるというようなことをいたしまして、とにかくにも現在の道路交通取締法並びにこれに基づく政令の不備な点を是正し、今後将来、しばらくにわたつたような次第でございます。繰り返しますと、国民が道路交通の基本法として守って申し上げますが、この法律は、われわれの立場において最善を尽くしたつ

のもあるかもしませんが、とにかく法規に違反したことからのほとんどの全部でござりますね。十五六千。こういったものからしますと、は、いわゆる操縦者の心がまえなりつ法を守るという、そういう考え方、こういうものについて、言葉は悪いけれども、やはり再教育をする必要があるのではないかと、こういうふうに思つておられます。あるいは操縦者の状態、これは非常に大きな数字を示して、一万八千機らと、こうなつておりますが、この中に明らかに、心身状態といふよりも、むしろ技術の熟練をしておらないためにといふ、いわゆる未熟練のそれが半分近くの一萬二千件ある。こういう問題も、やはり技術の未熟練の単なる事故あるいは違反といふのものだけでなしに、一体どういふものに対して、技術の未熟な者に對して車を運転させていいかどうか、あるいは再教育をする方法を当然考えていかなければならぬと私は思うのです。車両の状態等におきましても、これは見ますと、ちょっと整備をし、あるいは注意をすれば、こんなふうな件数にはならないのではないかと、どういふ大きな件数を示しておるのでから、こういう問題について、單に法規の上で、こうしなければならぬ、あるいは違反の場合にはこうなんだというふうな罰則規定等よりも、むしろそういう面で、一體取り締まるあなたの方なり、あるいは勵かせておる人なり、あるいは運輸関係の方の当局として、どうしなければならぬかといふことが私考えている点についても、何かお話し合いをしておつたり、寄り寄り関係当局の園

○政府委員(柏村信雄君) 確かに運転者の未熟から、あるいは心がまえ等の問題から事故が起つてゐる面も非常に多いわけで、今回の改正法案におきましては、違反をして停止処分、いわゆる行政処分としての運転の免許の停止を何ヵ月か処分をするというような場合におきまして、本人の申し出によつて講習を受けることを得させる。そして講習を受けた者に対しては、その停止処分の期間を短縮する。その受講の程度に応じて短縮するといふようことで、技能を高めつつ、本人にも利益があるといふようなことを加味した規定を設けておるわけでございます。そのほかに、一般的に再教育と申しますか、そういう機会も地方々々において、これは強制的にはなかなかいたしにくものかと思ひますが、そういう技術を高めるよろんな方策も講じて参りたい。また、運転免許につきましても、先ほどもちょっとと齊一化の問題を申し上げましたが、免許についても、技術をさらに現在よりも高度なものをお要求するという方向に持つていただきたいというふうに考えておる次第であります。

せひ一つこれは本腰を入れてやつてい  
かないと、なかなか事故防止といふよ  
うなことは、掛声だけで、なくならぬ  
と思うのですね。ですから、その点一  
つ、注文みたいなことになりますが、  
それを申し上げておきたいと思うので  
す。

ろな問題が起るとと思うのですね。ですから、条件を整えてやるというよりも、なこと、こういうことも大きな問題、さらに、そういう場所を通る場合の交通規則なり法規を守つてもらうために、は、今言つたように、やはりわかりやすい、守りやすい法規でないと、読ん

につきましては、先ほどもちょっと  
し上げましたけれども、あらゆる  
コミを通じ、また、われわれの方  
でも、パンフレットその他わから  
い絵の入ったようなもので、民衆  
かるようなものを、理解できるよ  
うのを作る等のことをいたし、ま

と申マス  
とし  
やす  
にわ  
やうな  
きことを指示した場合に、これに違反  
したときには罰則を適用するというふうに改めて、法の順守ができるだけ自發的  
的にやってもらう。それにはまた、先  
ほど来お話をありましたように、十分  
に法についての理解を深めるというう  
とが必要であろうと思ひますので、そ

て、法規なりあるいは技能者の講習会などを各地方で自発的にやつておりますけれども、こちらから奨励して相当やらしているといふ事実はござります。

○鈴木義君　きよくはあまり時間もないから、この程度でやめますが、今後、この法がかりにできた場合に、さ

—  
—  
—

それからさうに、これはまあ、今申し上げたのは、車両あるいは操縦者等の側から見たのですが、人間関係について、やはり相当法規無視といいうふことで事故が起つておるわけです。人間関係では九千三百五十九と、これは事故ですから、いわゆるその法違反、取り締まりといいうふことになりますと、もつともつと私、警告とか、そういうものからいくと、たくさんあるのじゃないかと思うが、ともかく事故でばかにならない件数があがつておる。

でみたって何のことかわからぬといふうなものであつては困るし。あまりややこしくても、これは私は困ると思うので、あなた方が今回、できるだけわかりやすく、平易にして、道路交通の基本たらしめたいというような、非常な努力でお作りになつたようであります、残念ながら、読んでみますと、なかなかやつぱり容易でない。何べんも何べんも考えて、なるほどそぞくかと、これは、普通の人にくういう法規を覚えるとか何とか言つても、なかなか大へんじやないかと思うのです

各府県にございまして交通安全協会協力も得まして、そういう普及徹底はできるだけ努めて参りたいと思ふるし、これまた先ほど申し上げてござりますが、交通専務員のらづ外勤警察官に、交通の重要性た交通法規の認識理解といふようのをさらには深めるようにいたしてみたいと思つておるわけござります

等の底に、いまういうことに特に努力を続けて参りたいと考えておる次第であります。  
**O政府委員(木村行蔵君)** 鈴木先生のおっしゃられる再教育ということは、非常に重大な問題だと私たちは思つております。先般、二月に、先ほどお話を出ました交通事故防止対策本部、各省の関係官が集まりまして、いろいろな総合対策について相当意見を出しております。そのときに、私の方から文書で、交通知識なり交通道徳に関する義務教育化という要望書を出しまして、実は、各会社で出しておりますと

らにもつていろいろな具体的なことを  
当然やはり示さなければいけないことがあります。あると思うのですが、また法案の中  
にも、そういうものによらなければならぬといふこともありますし、運転手  
なりあるいは関係する人々に対して、特に運転手の諸君に対して、もつと親  
切に教えてやるような部面があつてもいいのじやないか。これは本質的な問  
題じやございませんけれども、たとえ  
ば、交差点に入つていく場合には、徐  
行しなければいかぬとか、踏切のどこ  
ろでは一たん停止をする、あるいは徐

さくきを申しましたように、人命にかかわり、場合によつては大きなけがをするといふようなことがこの中に当然出てくると思うのですが、そこで、一般の人も、国民の方も法規を守つてもらいたい。法の順守については十分注意をしていただきたいといふよろくな、これは当然そりいふふうにおつしやると思いますが、やっぱり一般の人も守り得るようなわかりやすい法規あるいは交通の指示なり、いろいろなそういうものがなければならぬと思う。特に交通整理を行なつておる交差点とか、離踏するような所ではあるいはそういう警官の方の指示によつたり、信号機等によつてやられるということがあると思うのですが、そういう整理の行なわれておらない、あるいは信号機等のついておらない所にいろい

が、そういうことについて今後の、言葉は悪いけれども、啓蒙とか、あるいは一般の方に周知していただきための何か手段なり、そういうことをやはりぜひ真剣に考えなければならないと思うのですが、どういうふうにお考えになつておられますか。

路においては、横断道路を人が通るときは、自動車は一時停止など徐行して、歩行者の交通を妨げなうにしなければいかぬとか、ある人の見えない人とか、耳の聞こえない人、あるいは幼児等が歩いているところには、同じような注意をしなければいかぬといらような規定も加えておけでございます。また、歩行者自生についての取り締まりの問題でござりますが、歩行者には、正常な歩行方法などを規定し、これに対して法律尊重するといら気持ちからこれを守りたいということにいたしております。ただ、警察官が、正しくない歩行をしている者に対して、正しい歩行を示す

ころのいろいろな小学校あるいは中学校、高校の教科書を相当検討いたしました。その検討の結果、交通に関する教科内容が非常に貧弱でありまして、せいぜい小学校における教科書の低学年社会科ぐらいのところで出しているような状況でございます。やはり社会科だけではなくて、あるいは数学にも関係ありますし、あるいは国語にも関係ありますし、万般関係が深いのですから、いろいろな面について要望を出しまして、さらに今後は、歩行者なり運転者全般についても、こういう教育をすべきではないかということを相当強く要望いたしておるのであります。それから、先ほど長官からお話をがありましたけれども、秋と春に全国交通安全宣言がござりますが、そのときにつけて、できるだけその機会を利用しまし

行しなければならぬとか、いろいろあります。そういうことについて、私は、ちょっと見て、これはなるほどと思つたのですが、外国——イスの交通関係法規に、坂道をおりるときに、伝動装置を機関から切り、または変速装置のクラッチを中立に入れたままでおりてはならない。こういうこともありますし、ニュートラルにしてはいかぬ、こういうことまであるのですが、私は、そこまで一々こまかくやれと言ふのじゃございませんが、やはりひとつ法を守るといふ心がまえと同時に、当然なきなければならぬこと、単にブレーキを踏むんだとかなんとかいうよりも、むしろこういうようなことを、再教育の機会を通して、必ずしも私は政令にこんなことをきめなくともいいと思うのですが、そういうよ

行しなければならぬとか、いろいろあります。そういうことについて、私はちょっと見て、これはなるほどと思つたのですが、外国——イスイスの交通関係法規に、坂道をおりるときに、伝動装置を機関から切り、または変速装置のクラッチを中立に入れたままでおりてはならない。こういうこともありますし、ニュートラルにしてはいけぬ、こういうことまであるのですが、私は、そこまで一々こまかくやれと言ふのじゃございませんが、やはりあつと、法を守るという心がまえと同時に、当然なさなければならぬこと、簡単にブレーキを踏むんだとかなんとか、といふよりも、むしろこういふようなことを、再教育の機会を通して、必ずしも私は政令にこんなことをめぐらしてもいいと思うのですが、そういうよ

第二部 地方行政委員會會議錄第五號

昭和三十五年二月一日【參議院】



ことなる額を、災害により生じた経費の財源若しくはより生じた経費の財源若しくは災害により生じた経費をうめるための財源前年度末までに生じた歳入欠陥をうめるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他建設事業の経費その他の必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならぬ。

2 前項の規定により積み立てた金額(以下「積立金」という)から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れなければならない。

3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)その他の証券の買入れ等の確定方法によつて運用しなければならない。

4 第四条の四を第四条の五とし、第四条の三の次に次の二条を加える。

(積立金の処分)

第四条の四 積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合

合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

三 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他建設事業の経費その他の必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

四 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

五 債還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

第六条第一項中「地方債の償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」とある。

第七条第一項中「地方債の償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」を「積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第四条の三第二項及び第三項並びに第四条の四の規定は、前項の規定により積み立てた金額に次の一項を加える。

3 第四条の三第二項及び第三項並びに第四条の四の規定は、前項の規定により積み立てた金額に次の一項を加える。

第十一条の三中「地方交付税法」の下に「(昭和二十五年法律第二百十号)」を加える。

第十二条の三に次の二条を加える。

1 第二十二条に次の二条を加える。

2 第二十三条第一項中「固定資産税を百分の二。一で課するもの」としてはならない。

3 第二十三条第一項中「固定資産税を百分の二。一で課するもの」としてはならない。

(都道府県が市町村に負担させなければならない経費)

第二十七条の二 都道府県又は都道府県知事は、国又は都道府県若しくは都道府県の機関が実施し、国及び都道府県がその経費を負担する道路、河川、砂防及び海岸に係る土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業で政令で定めるものに要する経費で都道府県が負担すべきものとされているものの全部又は一部を市町村に負担させてはならない。

(市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の三 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

(地方公共団体相互間における経費の負担関係)

第二十八条の二 地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に對し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない。

(都道府県が市町村に負担させなければならない経費)

第二十三条第一項中「地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。第三条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 自治厅長官は、前二項の規定により財政再建計画の変更について承認を求められた場合においては、当該変更に係る財政再建計画が当該財政再建団体の財政の合理的な再建の達成に支障がないと認められる限り、その行政について合理的かつ妥当な水準が維持されるよう配慮するものとする。

7 第二十二条に次の二条を加え

3 前項に規定するもののほか、第三条第六項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定により自治厅長官が財政再建

の税率で課するもの)に、「昭和三十一年度において固定資産税を百分の二。一の税率で課するもの)は「固定資産税を百分の二。一の税率で課するもの」とする。以下十四年度分の減収額をうめるための各年度において、引き続き固定資産税を百分の二。一の税率で課するものには、「昭和三十一年度分の減収額をうめるため、昭和三十四年度において」を「当該各年度分の減収額をうめるため、当該各年度において」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

3 第三条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 自治厅長官は、前二項の規定により財政再建計画の変更について承認を求められた場合においては、当該変更に係る財政再建計画が当該財政再建団体の財政の合理的な再建の達成に支障がないと認められる限り、その行政について合理的かつ妥当な水準が維持されるよう配慮するものとする。

7 第二十二条に次の二条を加え

3 前項に規定するもののほか、第三条第六項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定により自治厅長官が財政再建

の税率で課するもの)に、「昭和三十一年度において固定資産税を百分の二。一の税率で課するもの)は「固定資産税を百分の二。一の税率で課するもの」とする。以下十四年度分の各年度において、引き続き固定資産税を百分の二。一の税率で課するものには、「昭和三十一年度」を「昭和三十六年度」に、「同法同条同項第二号、第三号又は第五号」を「同法同条同項第五号」に改める。

第二十四条第二項中「国(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の規定に基づき設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方支分部局並びに裁判所法(昭和十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。」の下に「又は日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公团、農地開発機械公团、日本道路公团、首都高速道路公团、労働福祉事業团、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公营企業金融公庫若しくは中小企業信用保険公庫(以下「公社等」という。)」を加え、同条ただし書中「国」を「国又は公社等」に、「移管しようとする場合」を「移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合」に改める。

(施行期日)

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中「地方財政法第二十七条の次に二条を加える

規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

## (適用)

2 この法律による改正後の地方財政法第七条第一項の規定は、昭和三十四年度の歳入歳出の決算上生じた剩余金から適用する。

## (経過措置)

この法律による改正後の地方財政再建促進特別措置法第二十四条

第二項の規定は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)の施行の日前においてされた

公社等と地方公共団体との契約に基づいて、当該地方公共団体が寄附金等を支出する場合については、適用しない。

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、行政書士法の一部改正に関する請願(第四四五号)

二、ゴルフ練習場に対する娯楽施設利用税(第五〇六号)(第五〇七号)(第五〇八号)(第五一二号)

三、電気ガス税撤廃等に関する請願(第五〇九号)(第五一〇号)

四、市町村立全日制高等学校教職員の退職手当算定基礎勤続年限全国通算に関する請願(第五五五号)

五、占める同税をすみやかに撤廃せられたいとの請願。

第四四五号 昭和三十五年二月十二日受理

行政書士法の一部改正に関する請願  
請願者 札幌市大通西六ノ六  
渡辺慶吉

紹介議員 米田 勲君  
日受理

旧態のままである行政書士は、行政書士法の一部が改正されることによつて、業者の品位は向上し、会としての

自主性が高まり、従つて業務の改善拡充、指導育成が適切化され、これを利

用される一般大衆に大いに便利を享受する結果となり、ひいては社会の福祉を増大することにもなるから、同法の改正をすみやかに実現せられたいとの請願。

## 願。

第四四五号 昭和三十五年二月十三日受理

ゴルフ練習場に対する娯楽施設利用税(第五〇九号)

講願者 東京都港区赤坂福吉町一全日本ゴルフ練習場協会内 佐野直次郎外六千四百八十三名

紹介議員 塩見 俊二君

ゴルフ練習場に対する娯楽施設利用税(第五〇九号)

講願者 東京都港区赤坂福吉町一全日本ゴルフ練習場協会内 佐野直次郎外六千四百八十三名

ゴルフ練習場に対する娯楽施設利用税(第五〇九号)

電気ガス税撤廃等に関する請願(十通)

請願者 千葉県船橋市小栗原五九名

ノ四四八 大平金義外

紹介議員 吉田 法晴君

ガス事業は、他の公益事業に比べると加重な税を負担しているため、ガスの普及計画に多大の支障をきたしてい

る。とくに、ガスの使用料金に対しては、一律に、十パーセントの電気ガス税が課せられるが、この課税は、需要增加、料金の引上げに伴なつて、自動的に、増徴される仕組となつております。課税に対する課税としては、はなはだ不合理である。また、都市ガス普及計画に対し、政府は、なんらの施策も講ぜず、これをもつばら企業の合理化と、ガス使用料金の改訂による需要者の負担のみによつて行なつてゐる実情で、誠に、遺憾であるから、家庭炊事用ガスに対する電気ガス税を撤廃すると共に、他の公益事業の例にならない

も講ぜず、これをもつばら企業の合理化と、ガス使用料金の改訂による需要者の負担のみによつて行なつてゐる実情で、誠に、遺憾であるから、家庭炊事用ガスに対する電気ガス税を撤廃するとの請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五〇九号 昭和三十五年二月十五日受理

電気ガス税撤廃等に関する請願(十通)

請願者 東京都品川区東品川四ノ四三 草間清外九名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一〇号 昭和三十五年二月十五日受理

電気ガス税撤廃等に関する請願(十二通)

請願者 横浜市鶴見区鶴見町二九九東京瓦斯労働組合横浜工場支部内 大川進一郎外十一名

紹介議員 栗山 良夫君

この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五一一号 昭和三十五年二月十五日受理

電気ガス税撤廃等に関する請願(十二通)

請願者 東京都北多摩郡国立町一ノ七 大野正幸外九名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五〇七号 昭和三十五年二月十五日受理

電気ガス税撤廃等に関する請願(十二通)

請願者 東京都江東区深川常盤町一ノ七 大野正幸外九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五〇八号 昭和三十五年二月十五日受理

電気ガス税撤廃等に関する請願(十通)

請願者 東京都豊島区池袋一ノ五八〇 荒井昭一外九

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五五五号 昭和三十五年二月十八日受理

市町村立全日制高等学校教職員の退職手当算定基礎勤続年限全国通算に関する請願(二通)

請願者 千葉県船橋市宮本町五一、〇七七船橋市立船橋高等学校内 吉井正男外一名

紹介議員 加瀬 完君

全国市町村立高等学校全日制課程教職員の退職手当については、その退職年金と同様、退職手当算定の基礎となる勤続年限を全国通算し、その内容は國家公務員の退職手当の水準を下回らないようすみやかに法的措置を講じ、もつて人事交流の円滑化、教育の能率向上を期せられたいとの請願。

二月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案(第十八条)

消防法の一部を改正する法律案(第十六条)

消防法の一部を改正する法律案(第十三条)

消防法の一部を改正する法律案(第十二条)

消防法の一部を改正する法律案(第十一条)

消防法の一部を改正する法律案(第十条)

消防法の一部を改正する法律案(第九条)

消防法の一部を改正する法律案(第八条)

消防法の一部を改正する法律案(第七条)

消防法の一部を改正する法律案(第六条)

消防法の一部を改正する法律案(第五条)

消防法の一部を改正する法律案(第四条)

消防法の一部を改正する法律案(第三条)

消防法の一部を改正する法律案(第二条)

消防法の一部を改正する法律案(第一条)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五五五号 昭和三十五年二月十八日受理

市町村立全日制高等学校教職員の退職手当算定基礎勤続年限全国通算に関する請願(二通)

請願者 千葉県船橋市宮本町五一、〇七七船橋市立船橋高等学校内 吉井正男外一名

紹介議員 加瀬 完君

全国市町村立高等学校全日制課程教職員の退職手当については、その退職年

金と同様、退職手当算定の基礎となる勤続年限を全国通算し、その内容は國家公務員の退職手当の水準を下回らないようすみやかに法的措置を講じ、もつて人事交流の円滑化、教育の能率向上を期せられたいとの請願。

二月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案(第十八条)

消防法の一部を改正する法律案(第十六条)

消防法の一部を改正する法律案(第十三条)

消防法の一部を改正する法律案(第十二条)

消防法の一部を改正する法律案(第十一条)

消防法の一部を改正する法律案(第十条)

消防法の一部を改正する法律案(第九条)

消防法の一部を改正する法律案(第八条)

消防法の一部を改正する法律案(第七条)

消防法の一部を改正する法律案(第六条)

消防法の一部を改正する法律案(第五条)

消防法の一部を改正する法律案(第四条)

消防法の一部を改正する法律案(第三条)

消防法の一部を改正する法律案(第二条)

消防法の一部を改正する法律案(第一条)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五五五号 昭和三十五年二月十八日受理

市町村立全日制高等学校教職員の退職手当算定基礎勤続年限全国通算に関する請願(二通)

請願者 千葉県船橋市宮本町五一、〇七七船橋市立船橋高等学校内 吉井正男外一名

紹介議員 加瀬 完君

全国市町村立高等学校全日制課程教職員の退職手当については、その退職年

金と同様、退職手当算定の基礎となる勤続年限を全国通算し、その内容は國家公務員の退職手当の水準を下回らないようすみやかに法的措置を講じ、もつて人事交流の円滑化、教育の能率向上を期せられたいとの請願。

二月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案(第十八条)

消防法の一部を改正する法律案(第十六条)

消防法の一部を改正する法律案(第十三条)

消防法の一部を改正する法律案(第十二条)

消防法の一部を改正する法律案(第十一条)

消防法の一部を改正する法律案(第十条)

消防法の一部を改正する法律案(第九条)

消防法の一部を改正する法律案(第八条)

消防法の一部を改正する法律案(第七条)

消防法の一部を改正する法律案(第六条)

消防法の一部を改正する法律案(第五条)

消防法の一部を改正する法律案(第四条)

消防法の一部を改正する法律案(第三条)

消防法の一部を改正する法律案(第二条)

消防法の一部を改正する法律案(第一条)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五五五号 昭和三十五年二月十八日受理

市町村立全日制高等学校教職員の退職手当算定基礎勤続年限全国通算に関する請願(二通)

請願者 千葉県船橋市宮本町五一、〇七七船橋市立船橋高等学校内 吉井正男外一名

紹介議員 加瀬 完君

全国市町村立高等学校全日制課程教職員の退職手当については、その退職年

金と同様、退職手当算定の基礎となる勤続年限を全国通算し、その内容は國家公務員の退職手当の水準を下回らないようすみやかに法的措置を講じ、もつて人事交流の円滑化、教育の能率向上を期せられたいとの請願。

二月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案(第十八条)

消防法の一部を改正する法律案(第十六条)

消防法の一部を改正する法律案(第十三条)

消防法の一部を改正する法律案(第十二条)

消防法の一部を改正する法律案(第十一条)

消防法の一部を改正する法律案(第十条)

消防法の一部を改正する法律案(第九条)

消防法の一部を改正する法律案(第八条)

消防法の一部を改正する法律案(第七条)

消防法の一部を改正する法律案(第六条)

消防法の一部を改正する法律案(第五条)

消防法の一部を改正する法律案(第四条)

消防法の一部を改正する法律案(第三条)

消防法の一部を改正する法律案(第二条)

消防法の一部を改正する法律案(第一条)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

消防法の一部を改正する法律案(第一通)

この請願の趣旨は、第五〇六号と同じである。

第五五五号 昭和三十五年二月十八日受理

市町村立全日制高等学校教職員の退職手当算定基礎勤続年限全国通算に関する請願(二通)

請願者 千葉県船橋市宮本町五一、〇七七船橋市立船橋高等学校内 吉井正男外一名

紹介議員 加瀬 完君

全国市町村立高等学校全日制課程教職員の退職手当については、その退職年

金と同様、退職手当算定の基礎となる勤続年限を全国通算し、その内容は國家公務員の退職手当の水準を下回らないようすみやかに法的措置を講じ、もつて人事交流の円滑化、教育の能率向上を期せられたいとの請願。

二月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律案(第十八条)

消防法の一部を改正する法律案(第十六条)

消防法の一部を改正する法律案(第十三条)

消防法の一部を改正する法律案(第十二条)

消防法の一部を改正する法律案(第十一条)

消防法の一部を改正する法律案(第十条)

消防法の一部を改正する法律案(第九条)

消防法の一部を改正する法律案(第八条)

消防法の一部を改正する法律案(第七条)

消防法の一部を改正

当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督その他防火管理上必要な業務を行なわせなければならない。

前項の政令で定める防火対象物の管理について権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

第二章中第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 別表で定める数量未満の危険物、油かすその他政令で定める危険物に準ずる可燃性の物品又はわら製品、木毛その他これらに類する物品で火災が発生した場合にその拡大がすみやかであり、若しくは消火の活動が著しく困難となるものの貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

第十条中「貯蔵所以外の場所」を「貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所を含む。以下同じ。）以外の場所」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める技術上の基準に従つて、政令で定

水及び消防活動上必要な施設（以下「消防用設備等」といふ。）を設置し、及び維持しなければならない。  
市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつて防火の目的を充分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関するして、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。  
第十七条の次に次の二条を加える。  
第十七条の二 前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する同条第一項の防火対象物における消防用設備等（消火器、避難器具その他政令で定めるもの）を除く。（以下この条及び次条において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替の工事中の同条同項の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用する。  
前項の規定は、消防用設備等での各号の一に該当するものについては、適用しない。

技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例を改正する法令による改正（当該政令若しくは命令又は条例を廢止すると同時に新たにこれに相当する政令若しくは命令又は条例を制定することを含む。）後の当該政令若しくは命令又は条例の規定の適用の際、当該規定に相当する従前の規定に適合しないことにより同条第一項の規定に違反している同条同項の防火対象物における消防用設備等二工事の着手が前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の施行又は適用の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る同条第一項の防火対象物における消防用設備等の第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第一項の防火対象物における消防用設備等第十七条の三 前条に規定する場合のほか、第十七条第一項の防火対象物の用途が変更されたことにより、当該用途が変更された後の当該防火対象物における消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の

規定に適合しない」ととなるときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等の技術上の基準に関する規定を適用する。

前項の規定は、消防用設備等で左の各号の一に該当するものについては、適用しない。

一 第十七条第一項の防火対象物の用途が変更された際、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等に係る同条同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合していないことにより同条第一項の規定に違反している当該防火対象物における消防用設備等

二 工事の着手が第十七条第一項の防火対象物の用途の変更の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る当該防火対象物における消防用設備等

三 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第一項の防火対象物における消防用設備等

第十七条の四 消防長又は消防署長は、第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等が同条同項の政令若しくはこれに基づく命令

又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七条の二第一項前段又は前条第一項前段に規定する場合にあつては、それぞれ第十七条の二第一項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。）に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該技術上の基準に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命することができる。

第八条 第十七条の四の規定による命令に違反して消防用設備等を設置しなかつた者

第四十三条 左の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に違反して防水管理者を定めなかつた者

二 第十条第三項の規定に違反した者

三 第十六条の規定に違反した者

第四十四条第三号中「第十三条第二項」を「第八条第二項、第十三条第二項」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に前条の二第一項前段又は前条第一項前段に規定する場合にあつては、それぞれ第十七条の二第一項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。」に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該技術上の基準に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命することができる。

五 第四十五条中「人の業務に関し」の下に「第八条」を加え、「又は第十六条」を、「第十六条又は第十七条の四」に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 第九条の二の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五千円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができ

(消防長を置かない市町村においては市町村長)又は消防署長に届け出た場合に限り、同法第十七条第二項の規定によつては、消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定のうち当該消防用設備等に係る部分は、適用しない。この場合において、当該消防用設備等の技術上の基準については、なお従前の例による。

附  
則

- この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
2 この法律による改正後の消防法（以下「新法」という。）第八条第一項の政令で定める防火対象物の管理について権原を有する者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、同条同項の規定にかわらず、同条同項の政令で定める資格を有しない者のうちから防火管理者を定めることができる。

3 この法律の施行の際、現に存する新法第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中である同条同項の防火対象物に係る消防用設備等で同法第十七条の二第一項の消火器、避難器具その他政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して二年間は、当該防火対象物の関係者が命

第三号中正誤